

株主各位

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

1. 企業集団の現況
主要な事業内容
主要な営業所
従業員の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の現況
新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該
体制の運用状況の概要

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

日本ホスピスホールディングス株式会社

1. 企業集団の現況

主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
在宅ホスピス事業	ホスピス住宅を中心としたホスピスケアサービスの提供

主要な営業所 (2023年12月31日現在)

名称	所在地		
日本ホスピスホールディングス株式会社	本社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
ファミリー・ホスピス株式会社	本社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	事業所	名古屋オフィス	愛知県名古屋市千種区池下一丁目11番21号
		ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番10号
		ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目31番6号
		ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市四之宮二丁目23番19号
		ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市是政二丁目38番9号
		ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市金森東四丁目1番36号
		ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区仲池上一丁目33番9号
		ファミリー・ホスピス東林間ハウス	神奈川県相模原市南区東林間六丁目17番3号
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区玉川三丁目39番9号
		ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市室田三丁目2番70号
		ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス式番館	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番18号
		ファミリー・ホスピス江田ハウス	神奈川県横浜市青葉区荏田北三丁目3番11号
		ファミリー・ホスピス大口ハウス	神奈川県横浜市神奈川区松見町一丁目18番3号
ファミリー・ホスピス成城ハウス	東京都世田谷区上祖師谷六丁目31番1号		
ファミリー・ホスピス本牧ハウス	神奈川県横浜市中区小港町三丁目192番地		

名 称	所 在 地		
ファミリー・ホスピス株式会社	事業所	ファミリー・ホスピス荒川ハウス	東京都荒川区荒川七丁目2番3号
		ファミリー・ホスピス二俣川ハウス	神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目39番13号
		ファミリー・ホスピス代田橋ハウス	東京都杉並区和泉一丁目37番7号
		ファミリー・ホスピス西台ハウス	東京都板橋区西台一丁目40番8号
		ファミリー・ホスピス港南台ハウス	神奈川県横浜市港南区日野中央2丁目4番12号
		ファミリー・ホスピス高井戸ハウス	東京都杉並区上高井戸2丁目11番45号
		ファミリー・ホスピス鵜沼ハウス	神奈川県藤沢市鵜沼藤が谷1丁目9番23号
		ファミリー・ホスピス大泉学園ハウス	東京都練馬区大泉学園町2丁目1番24号
		ファミリー・ホスピス片倉ハウス	東京都八王子市片倉町451番10号
		ファミリー・ホスピスセンター南ハウス	神奈川県横浜市都筑区中川中央2丁目5番6号
		ファミリー・ホスピス松庵ハウス	東京都杉並区松庵2丁目15番12号
		ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	京都府京都市北区上賀茂石計町74番1号
		ファミリー・ホスピス神戸垂水ハウス	兵庫県神戸市垂水区学が丘五丁目1番2号
		ファミリー・ホスピス平野ハウス	大阪府大阪市平野区加美東二丁目7番12号
		ファミリー・ホスピス豊中ハウス	大阪府豊中市穂積二丁目13番1号
		ナーシングホームJAPAN	愛知県名古屋市千種区上野一丁目2番7号
		ナーシングホームOASIS	愛知県名古屋市東区山口町2番18号
		ナーシングホームOASIS南	愛知県名古屋市南区汐田町1番14号
		ナーシングホームOASIS北	愛知県名古屋市北区西味鏡一丁目111番地
		ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市東上重原二丁目73番地
ナーシングホームOASIS志賀公園	愛知県名古屋市北区西志賀町五丁目24番地		

名 称	所 在 地		
ファミリー・ホスピス株式会社	事業所	ナーシングホームOASIS藤が丘	愛知県名古屋市名東区明が丘79番地
		ナーシングホームOASIS天白野並	愛知県名古屋市天白区野並三丁目250番地
		ナーシングホームOASIS金山	愛知県名古屋市中区正木一丁目5番9号
		ノーザリーライフケア厚別西	北海道札幌市厚別区厚別西五条二丁目18番22号
		ファミリー・ホスピス白石ハウス	北海道札幌市白石区川下2条7丁目2番22号
		ファミリー・ホスピス中島公園ハウス	北海道札幌市中央区南13条西7丁目1番27号

- (注) 1. ファミリー・ホスピス株式会社及びノーザリーライフケア株式会社は、2023年8月1日を効力発生日として、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. 2023年3月にファミリー・ホスピス港南台ハウス及びファミリー・ホスピス高井戸ハウス、2023年6月にファミリー・ホスピス鶴沼ハウス、2023年7月にファミリー・ホスピス大泉学園ハウス、2023年9月にファミリー・ホスピス片倉ハウス、2023年10月にファミリー・ホスピス白石ハウス、2023年12月にファミリー・ホスピスセンター南ハウス、ファミリー・ホスピス中島公園ハウス及びファミリー・ホスピス松庵ハウスを開設しました。

従業員の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
963 [367] 名	185名増 [7名増]

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。
3. 従業員数の増加の主な要因は、ホスピス施設9施設を新規開設したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4 [1] 名	0名 [1名増]	50.8歳	5.0年

- (注) 1. 当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,733,774千円
株式会社りそな銀行	718,674
株式会社三井住友銀行	284,109
株式会社三菱UFJ銀行	100,000

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月16日開催の取締役会において、スギホールディングス株式会社との間で、資本業務提携契約を締結することについて決議し、同日、資本業務提携契約を締結いたしました。

2. 会社の現況

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

1. 新株予約権等の内容の概要

名称 (付与決議日)	新株予約権 等の数	目的となる株式 の種類及び数	発行 価額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
第3回新株予約権 (2017年12月11日)	210個	普通株式 210,000株	10,015円	500円	2021年1月1日 ～ 2027年12月17日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

(1) 第3回新株予約権

2020年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が1,000,000千円を超過した場合、権利行使することができる。

- (2) 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 2019年1月14日開催の取締役会決議による、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割後の数値を記載しております。

2. 当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	名称	新株予約権等の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	210個	2名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査役及び監査役会が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見を言い、執行前に防止する体制となっております。

使用人に対しては、法令遵守マニュアルを定め、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、職務権限規程に基づき、稟議書が作成され、当該稟議書は文書管理規程にて、その重要度に応じて、保存されております。この書類の管理は、職務分掌規程にて、管理本部が行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程は、現段階において制定されておりませんが、当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されている経営戦略会議において、リスクの洗い出しとその評価を行い、その対応策を検討・実施決定を図っております。また、未知の新たなリスクについては、その事象及び確認されているリスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折りには、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、現状対応策における不足の有無を確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制となっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び単年度計画を策定し、適正に経営管理を行う体制としております。

現在は、取締役の効率性が損なわれる状況とはなっておりませんが、今後の事業拡大に伴い、取締役会の決議数が増加する等が予測されるため、一定の事項の決定等を委任する体制に移行していくことを前提に、経営戦略会議を設置しております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図っております。また、違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底しております。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理（コンプライアンス）遵守に対する意識の醸成を図っております。
- ⑥ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」において、グループ会社の財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき、グループ会社を含めたリスク管理体制を構築しております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づきグループ会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理しております。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はグループ共通の「内部通報制度」を通じて、グループ会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努めております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助員として使用人を置くこととします。

- ⑧ 上記⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることにより、当該使用人の独立性を確保することとします。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
代表取締役及び取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告することとしております。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告することとしております。
- ⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
上記⑨の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けないよう「内部通報制度規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断した時は、取締役及び使用人に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができます。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない体制としております。
監査役は取締役会のほか、重要な会議と監査役が判断した会議には出席をし、必要に応じて意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、当社グループの事業方針を決定する経営戦略会議を毎月1回以上開催しております。

なお、当社では、コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点での会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしており、社会環境・法的環境の変化に伴って適宜見直していくこととしております。

当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視及び監督機能を適切に機能させることで、経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視及び監督機能を向上させるため、社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行から独立した監視及び監督機能と、監査役並びに監査役会による当該機能を中心としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択しております。

内部統制システムの整備について、当社は「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該方針に基づき各種社内規程等を整備するとともに、規程等遵守の徹底を図り内部統制システムが有効に機能する体制づくりに努めております。その他、役職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行を監視し、随時必要な監査手続きを実施しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,602,309	流動負債	1,885,445
現金及び預金	1,884,006	短期借入金	100,000
売掛金	1,605,718	1年内返済予定の 長期借入金	335,913
その他	112,584	リース債務	165,155
固定資産	11,557,997	未払金	129,858
有形固定資産	10,206,679	未払費用	596,068
建物及び構築物	1,891,056	預り金	249,314
機械装置及び運搬具	207,681	未払法人税等	254,133
工具、器具及び備品	149,536	その他	55,002
土地	748,818	固定負債	10,582,437
リース資産	8,348,243	長期借入金	2,420,082
建設仮勘定	168,404	リース債務	7,872,463
減価償却累計額	△1,307,062	退職給付に係る負債	28,951
無形固定資産	440,813	資産除去債務	60,540
のれん	415,106	その他	200,398
その他	25,706	負債合計	12,467,883
投資その他の資産	910,504	(純資産の部)	
繰延税金資産	99,998	株主資本	2,685,013
その他	810,506	資本金	378,430
資産合計	15,160,306	資本剰余金	724,933
		利益剰余金	1,582,494
		自己株式	△845
		新株予約権	7,410
		純資産合計	2,692,423
		負債純資産合計	15,160,306

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,871,866
売上原価		7,948,356
売上総利益		1,923,510
販売費及び一般管理費		
役員報酬	72,460	
給料及び手当	137,589	
法定福利費	27,166	
租税公課	234,895	
のれん償却	61,365	
その他	106,337	639,815
営業利益		1,283,695
営業外収益		
受取利息	17	
助成金の収入	87,942	
その他	8,675	96,634
営業外費用		
支払利息	350,586	
その他	1,410	351,996
経常利益		1,028,334
税金等調整前当期純利益		1,028,334
法人税、住民税及び事業税	368,930	
法人税等調整額	△22,477	346,453
当期純利益		681,880
親会社株主に帰属する当期純利益		681,880

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本 合 計			
当連結会計年度期首残高	372,680	730,486	900,614	△668	2,003,112	7,410	26,197	2,036,720
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,750	5,750			11,500			11,500
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			681,880		681,880			681,880
自 己 株 式 の 取 得				△176	△176			△176
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△11,302			△11,302		△26,197	△37,500
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)						-		-
当連結会計年度変動額合計	5,750	△5,552	681,880	△176	681,900	-	△26,197	655,703
当連結会計年度末残高	378,430	724,933	1,582,494	△845	2,685,013	7,410	-	2,692,423

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 ファミリー・ホスピス株式会社
- ・連結の範囲の変更 ファミリー・ホスピス株式会社及びノーザリーライフケア株式会社は、2023年8月1日を効力発生日として、ファミリー・ホスピス株式会社を存続会社、ノーザリーライフケア株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

- ・賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債
- 退職給付に係る負債の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、在宅ホスピス事業のみの単一セグメントであり、末期ガンや難病など医療依存度が高い方に対して、住宅、訪問看護、訪問介護等のサービスを提供しております。これらのサービスの提供については、顧客との契約に基づき役務を提供する一定期間にわたり充足される履行義務であり、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第19項に従って、医療保険や社会保険、介護保険の報酬額、住宅の家賃等の当社グループが請求する権利を有している金額で収益を認識しております。
- なお、履行義務の対価は、履行義務を充足してから主に2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（ファミリー・ホスピス株式会社）においては、事業拡大及び財務基盤の安定化のため、取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメント型タームローン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

① 当座貸越契約

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	200,000千円

② コミットメント型タームローン契約

コミットメント型タームローンの総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
未実行残高	－千円

(2) 担保資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	1,396,772千円
土地	710,524千円
計	2,107,297千円

② 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	110,264千円
長期借入金	2,023,930千円
計	2,134,194千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8,038,000株	23,000株	－株	8,061,000株

(注) 発行済株式の株式数の増加は、新株予約権の権利行使23,000株による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	317株	70株	－株	387株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り70株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 432,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、所要資金を金融機関からの借入により調達しております。余剰資金については、安全性の高い金融資産である預金等で運用を行っております。デリバティブ取引等は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主に健康保険制度及び介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、預り金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は設備投資に係る資金調達を主な目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,755,995	2,753,273	△2,721
リース債務 (1年内返済予定を含む)	8,037,619	8,396,668	359,049
負債計	10,793,614	11,149,942	356,327

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用、短期借入金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
差入保証金	583,814

賃借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,884,006	—	—	—
売掛金	1,605,718	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	335,913	257,457	634,303	184,564	119,007	1,224,751
リース債務	165,155	177,509	187,926	196,590	205,709	7,104,729
合計	601,068	434,966	822,229	381,154	324,716	8,329,480

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成させる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

なお、時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	2,753,273	－	2,753,273
リース債務 (1年内返済予定を含む)	－	8,396,668	－	8,396,668
負債合計	－	11,149,942	－	11,149,942

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金 (1年内返済予定を含む) の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

なお、長期借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

リース債務 (1年内返済予定を含む)

リース債務 (1年内返済予定を含む) の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、在宅ホスピス事業の単一セグメントであり、在宅ホスピス事業の収益は、「医療保険報酬」「介護保険報酬」「障がい者総合支援法に基づく報酬」「家賃等の自費サービス」等の多層構造になっておりますが、その大半は医療保険及び介護保険等の保険報酬並びに障がい者総合支援法に基づく報酬となっております。

このため、顧客との契約から生じる収益は、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす要因がないことから、主要な要因に基づくレベルで分解した情報は記載しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる利益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	1,361,398	1,605,718

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの提供するサービスは、提供した住宅、訪問看護、訪問介護サービスに基づき算定される賃料や診療報酬額、介護報酬額に基づき請求する契約が主であり、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載は省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 333円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円81銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	715,326	流 動 負 債	263,564
現金及び預金	126,853	短期借入金	100,000
関係会社短期貸付金	500,000	一年内返済予定の 長期借入金	116,930
リース投資資産	6,111	リース債務	6,111
その他	82,360	未払金	11,995
固 定 資 産	842,673	未払費用	16,169
有 形 固 定 資 産	70,034	前受収益	358
建物附属設備	6,107	預り金	10,061
工具、器具及び備品	6,393	未払法人税等	1,936
建設仮勘定	66,800	固 定 負 債	623,977
減価償却累計額	△9,267	長期借入金	186,617
投資その他の資産	772,639	リース債務	433,275
関係会社株式	277,695	退職給付引当金	4,084
差入保証金	26,154	負 債 合 計	887,541
繰延税金資産	35,513	(純 資 産 の 部)	
リース投資資産	433,275	株 主 資 本	663,047
資 産 合 計	1,557,999	資 本 金	378,430
		資 本 剰 余 金	555,765
		資 本 準 備 金	378,430
		そ の 他 資 本 剰 余 金	177,335
		利 益 剰 余 金	△270,302
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△270,302
		繰 越 利 益 剰 余 金	△270,302
		自 己 株 式	△845
		新 株 予 約 権	7,410
		純 資 産 合 計	670,458
		負 債 純 資 産 合 計	1,557,999

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,938
売上原価	-
売上総利益	3,938
販売費及び一般管理費	169,831
営業損失	165,892
営業外収益	
受取利息	8,561
その他	1
営業外費用	
支払利息	3,955
経常損失	161,285
税引前当期純損失	161,285
法人税、住民税及び事業税	△71,781
法人税等調整額	△10,818
当期純損失	78,685

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	372,680	372,680	177,335	550,015	△191,617	△191,617	△668	730,410
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,750	5,750		5,750				11,500
当 期 純 損 失					△78,685	△78,685		△78,685
自 己 株 式 の 取 得							△176	△176
株主資本以外の項目の 当会計年度変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	5,750	5,750	-	5,750	△78,685	△78,685	△176	△67,362
当 期 末 残 高	378,430	378,430	177,335	555,765	△270,302	△270,302	△845	663,047

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,410	737,820
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		11,500
当 期 純 損 失		△78,685
自 己 株 式 の 取 得		△176
株主資本以外の項目の 当会計年度変動額 (純額)	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△67,362
当 期 末 残 高	7,410	670,458

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主にホスピス施設の設計業務収入及び連結子会社からの受取利息であります。設計業務収入はホスピス施設の設計図を提供することで履行義務が充足されるため、当該時点において収益として認識しております。また、受取利息については、金銭消費貸借契約に基づく利息発生時に収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 574,907千円

関係会社に対する長期金銭債権 433,275千円

関係会社に対する短期金銭債務 8,455千円

(2) 保証債務

関係会社の銀行借入に対する保証

ファミリー・ホスピス株式会社 542,214千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 8,559千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 387株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 1,249千円

繰越欠損金 33,774千円

その他 488千円

繰延税金資産合計 35,513千円

繰延税金資産純額 35,513千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファミリー・ホ スピス株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付	500,000	関係会社 短期貸付金	500,000
				資金の回収	340,000		
				利息の受取	8,559	未収利息	
			設備の賃貸	設備の賃貸	-	リース 投資資産	439,387
			経営管理	費用の立替	221,174	未収入金	63,119
			グループ通算制度	グループ通算 個別帰属額	41,215	未払金	8,455
			債務保証	債務保証 (注) 2	542,214	-	-
			債務被保証	債務被保証 (注) 3	123,607	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を踏まえ、交渉・協議の上で決定しております。
- (2) 資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
3. 銀行借入に対する債務保証を受けたものであり、保証料の支払は行っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	加藤 晋一郎	被所有 直接 2.05%	当社常務取締役	新株予約権 の行使	11,500	-	-

(注) 2017年12月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省いております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	82円25銭
(2) 1株当たり当期純損失	9円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花輪	大資	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花輪	大資	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月29日

日本ホスピスホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 小 木 曾 善 信 ㊟

社 外 監 査 役 林 高 史 ㊟

社 外 監 査 役 加 藤 由 美 ㊟

以 上